

Q.処方せんは決められた薬局に持っていかないといけないの？

A.いいえ、保険薬局であれば全国どこでも薬を受け取ることができます。

処方せんをもって行く薬局は自分で選ぶことができます。

複数の医療機関を受診しているときも、同じ薬局を利用することによって、薬の飲み合わせ（相互作用）や重複をチェックしてもらえるので安心です。医療用の薬だけでなく一般用医薬品や健康食品も含め、総合的に相談できる自分のかかりつけ薬局を持ちましょう。

**Point!**

処方せんには有効期間があります。気をつけましょう。

Q.お薬手帳ってなんだろう？

A.自分の薬の服薬履歴を記録して手元で管理できる、あなただけのお薬の記録手帳のことです。

薬の手帳があるといつどんな薬が処方され、その服用方法はどうだったのか、副作用をおこした薬は何かなどを記録に残すことで自分でいつも薬を管理、確認することができます。また、複数の医療機関を利用する場合、医師や薬剤師に薬の手帳を提示することで、同じ成分や同じ効果がある薬の「重複投薬」をさけることができたり、飲み合わせが悪い薬（相互作用）のチェックもされ、薬の適正使用をしっかりサポートしてくれます。

**Point!**

お薬手帳は何冊も持たず、一人一冊にまとめましょう。

Q.いろんな病院にかかっているんだけど、薬がたくさんありすぎて、何の薬か、どう飲むのかがわからなくなっちゃった。

A.薬局に持ってきていただくと、整理してわかりやすいように一包化したり薬のことについてもわかりやすく説明します。

薬局に持ってこられた薬を、処方した医師に確認したうえで整理したり、間違いなく飲みやすいように飲むタイミングごとに薬をまとめて一包にしたり（一包化）します。また、別々の病院で処方された薬を飲み忘れ、飲み間違いのないように一緒にまとめたりすることもできます。ご希望があればお薬カレンダーを作る事もあります。

**Point!**

その薬をもらった薬局じゃないところに持ち込んでもいいんですよ。

Q.受診するのがやっとなので外出が大変。家まで薬をとどけてくれないかな・・・。



Q.この頃物忘れのひどくなった患者さんが、お薬をきちんと飲めてるのか心配なんですけど・・・。



A.患者さんのご自宅まで薬をお届けすることができます。



来局が困難な患者さんのご自宅まで薬をお届けすることができます。

薬剤師が患者さん宅で服薬状態の確認や副作用の発現の有無などのチェックを行います。やむなく来局ができない場合も、自宅で薬局窓口で受けるのとおなじサービスを受けることができます。また、患者さん宅にある残薬の整理もできます。

**Point!** 薬剤師が患者さん宅へ伺うためには医師の「要訪問」の指示が必要になります。

Q.施設の入居者の皆さんの薬を間違いなく管理したいんだけどどうすればいいかしら・・・。



A.薬剤師がグループホームなどの施設で入居者の薬の管理をまとめて請け負うことができます。



複数の入居者が共同で住居するグループホームなどの施設では、それぞれの入居者がいろんな医療機関を利用してさまざまな種類の薬を服用されることがあります。それらを間違いなく各入居者が服用できるように、ひとつの薬局で取りまとめて薬の管理を行うことができます。薬を一包化したり、名前や日付の記入をしたり、服用タイミングごとに薬のセットを行います。

**Point!** 施設の方のご要望にお答えしてセットの方法を工夫します。

私たち薬剤師に  
是非ご相談下さい！

(社)久留米三井薬剤師会

TEL:0942-44-0330

FAX:0942-44-0333